

# 派遣従業員・受託事業従事社員 通勤交 通費規程

株式会社パソナロジコム

2018年5月16日制定

2020年4月1日改定

(適用範囲)

第1条

派遣従業員、無期派遣従業員、契約社員、業務限定社員、ロジスティクスプロ社員（以下、総称して「スタッフ」という）の通勤交通費は本規程によるものとする。

(支給対象者及び支給額)

第2条 住居から勤務地の通勤距離(徒歩及び交通機関の総距離)が 2km 以上のスタッフを支給対象とする。

- 2 住居から住居最寄駅又は、勤務地から勤務地最寄駅までの距離が 2km 以上の場合はバス代を支給する。
- 3 通勤交通費は、あらかじめ所定の書式により会社に申請し、会社がこれを承認した場合に、支給される。
- 4 スタッフは、住居の変更にあたっては、会社に対し、住所の変更日の 2 週間前までに所定の書式により速やかにこれを報告するものとする。

(交通機関の指定)

第3条 交通機関は、JR・私鉄・地下鉄・都市電・モノレール・船舶・バスとする。

- 2 並行路線がある場合には、原則として最も経済的な路線による。
- 3 前項にかかわらず、通勤時間及び便宜性を勘案し、合理的と認められる場合には、その路線の利用を承認する場合がある。

(上限額)

第4条 通勤交通費(前条第1項の交通機関、又は、第8条に基づき自家用自動車を用いるかを問わない)の金額は月額 30,000 円を上限とする。

- 2 前項の規定に関わらず、派遣先が会社に対し、上限額を超える金額を通勤交通費相当額として負担する場合には、その金額を上限とする。また、会社がスタッフに勤務地の変更を命じたことにより、スタッフの通勤交通費が上限額を超えた場合は、別途措置する。

(支給方法)

第5条 当月分を翌月 25 日に支給するものとし、原則として、前条に定める金額を上限として、1 か月定期券代を(以下、「基本額」という)を毎月支給するものとする。但し、所定就業日数が 1 週 4 日以下のスタッフの場合は、基本額を上限として、通勤交通費日額(第3条に基づき算出された、住居から勤務地までの往復の交通費とし、以下本条において同じ)に出勤日数を乗じた金額を支給する。

- 2 月初からの入社・復職・就業する場所の変更・住所変更の場合は、原則として入社月・復職月・就業する場所及び住所変更月の分から支給を開始する。
- 3 月の途中でスタッフの入社・復職・就業する場所の変更、及び、退職・休業・休職(以下、総称して「変更等」という)があった場合は、会社は、前条第1項に定める金額を上限として、変更等の前後の通勤交通費日額にそれぞれの出勤日数を乗じ

て算出した額の総額を支給する。なお、月の途中で住所変更した場合は、住所変更日が属する月の翌月分から、変更後の住所に基づき計算された通勤交通費を支給するものとする。

- 4 所定就業日数が1週5日以上スタッフの欠勤(有給休暇を除き所定就業日に出勤しない場合)が5日以上発生した月の場合は、基本額を上限として、その月の出勤日と有給休暇を取得した日を合計した日数に通勤交通費日額を乗じた金額を支給する。又、月の全ての所定就業日に1日も出勤がない場合、有給休暇取得日を除き、通勤交通費は支給しない。

(運賃の改定)

第6条 運賃の改定があった場合は、運賃改定日が属する日の翌月分の支給時より変更を行う。

(長期出張の取扱)

第7条 1か月を超える出張の場合は、第5条第4項に準じて精算を行う場合がある。

(自家用自動車通勤)

第8条 自家用自動車を用いての通勤は原則禁止とするが、スタッフの申請をうけ会社が承認した場合、最も合理的かつ経済的であると会社が認めた通勤経路に係る通勤距離に応じた、所得税の非課税限度額を通勤交通費として支給するものとする。

- 2 第5条及び第7条の定めは、自家用自動車に係る通勤交通費に準用する。  
なお、第5条については、同条中の「基本額」は「第4条の額を上限とした、通勤距離に応じた自家用自動車通勤に係る所得税の非課税限度額」、「通勤交通費日額」は「自家用自動車通勤に係る所得税の非課税限度額を20.5で除した額」として適用する。

(特殊例の適用)

第9条 本規程による適用が困難な特殊なものについては、その都度会社が決定する。

## [ 附 則 ]

(所管及び改廃)

第10条 この規程は、管理部が所管し、改廃は規程を所管する部門が改正案を稟申し、代表取締役社長の決裁を得るものとする。

(施行期日)

第11条 この規程は、2020年4月1日より実施する。